

川崎都市計画区域区分の変更（川崎市決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成 12 年	平成 27 年
都市計画区域内人口	1,250 千人	1,389 千人
市街化区域内人口	1,246 千人	1,384 千人
保留人口(特定保留)	—	—

理 由 書

戸手4丁目北地区については、「川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、住工調和した計画的市街地整備を予定しており、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえで、市街化区域に編入するものとされております。

また、「都市計画マスタープラン」及び「川崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針」では、高規格堤防の整備と連携して、多摩川に隣接する立地特性を活かした優良な都市型住宅の立地を誘導し、良好な住宅地の形成をめざすこととしております。

今回、土地利用計画が明確となり、高規格堤防の整備と土地区画整理事業等による計画的な市街地整備の見通しが明らかになったことから、市街化区域に編入するものです。

川崎都市計画区域区分

新旧対照表

(新)

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成 12 年	平成 27 年
都市計画区域内人口	1,250 千人	1,389 千人
市街化区域内人口	1,246 千人	1,384 千人
保留人口(特定保留)	—	—

(旧)

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成 12 年	平成 27 年
都市計画区域内人口	1,250 千人	1,389 千人
市街化区域内人口	1,246 千人	1,384 千人
保留人口(特定保留)	—	0.2 千人

新旧対照表（面積増減）

種類	面積		面積増減の内訳
	新	旧	
市街化区域	<u>12,728ha</u>	<u>12,726ha</u>	+ 1.7ha 市→調 0.0ha 調→市 1.7ha
市街化調整区域	<u>1,707ha</u>	<u>1,709ha</u>	△ 1.7ha 市→調 0.0ha 調→市 △ 1.7ha
都市計画区域	14,435ha	14,435ha	